

よくある質問

**Q 1 PMH (Public Medical Hub) とは何ですか。**

A 1 国が進めている、マイナ保険証を中心としたデジタル化の取組の一つで、医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関等で連携するシステムのことです。

PMHの詳細につきましては、デジタル庁のホームページをご確認ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

**Q 2 PMHに参加（医療費助成に係る資格確認のオンライン化を実施）すると、どのようなメリットがありますか。**

A 2 受給者証の記載情報をPMHからレセプトコンピュータに取り込めるようになるため、手動入力の負荷が削減できます。また、最新の医療費助成受給資格を確認できるようになります。

**Q 3 システム改修は必ず行う必要がありますか。**

A 3 PMHに参加するためにはシステム改修が必要です。国によると、現時点では、全ての自治体が参加する形の全国的な運用開始を、令和8年度以降で想定しています。

**Q 4 どのような内容のシステム改修を行うのですか。**

A 4 オンライン資格確認端末の共用フォルダに出力された医療費公費負担制度の医療費助成情報結果ファイル(XML形式)を取得し、レセプトコンピュータに反映するための改修となります。

詳しくは、デジタル庁のホームページに掲載されている「医療機関等・医療機関等システムベンダー向けの情報」の資料をご確認ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

**Q 5 何から手をつければよいか分かりません。**

A 5 国の示す仕様に合わせて、既存のレセプトコンピュータを改修し、動作確認等を行う必要がありますので、まずは、レセプトコンピュータを保守しているベンダーにお問合せください。

**Q 6 紙の受給者証は廃止されるのですか。**

A 6 先行実施事業では、紙の受給者証は廃止されず、PMHと紙の受給者証が併用されることとなります。なお、将来的には、医療機関で紙の受給者証を提示する必要がなくなります。

**Q7 オンライン資格確認のできない医療機関が PMH に対応しようとした場合に、補助金を使えるのか。**

A7 オンライン資格確認を未導入の医療機関・薬局においては、PMH への対応はできません。また、オンライン資格確認の設備導入は、助成金の対象外です。

**Q8 今後対象となる医療費公費負担制度が追加される可能性がありますか。その場合は、再度システム改修が必要になりますか。**

A8 対象となる医療費公費負担制度が追加される可能性はありますが、PMH に対応するためのシステム改修を行えば、再度改修を行う必要はありません。

**Q9 PMH に参加した場合、医療機関から患者への案内はどうすれば良いですか。**

A9 PMH に特化した周知をしていただく必要はありませんが、PMH の利用が可能な医療機関では、患者がマイナ保険証で受け付けする際に、顔認証付きカードリーダーに PMH (医療費助成情報) の利用に関する同意画面が表示されますので、操作方法や同意した場合の情報利用などについてご案内をお願いします。

**Q10 デジタル庁の助成金はどこに申請したらよいですか。**

A10 社会保険診療報酬支払基金の運営する「医療機関等向け総合ポータルサイト」から申請してください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs\\_csm\\_top#gyomu0-2](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top#gyomu0-2)

**Q11 デジタル庁の助成金の申請はいつまでですか。**

A11 デジタル庁の助成金の申請期限は、令和7年1月15日までとなっています。ただし、令和5年11月11日から令和6年12月31日までに実施したシステム改修が対象となりますので、ご注意ください。

**Q12 来年度以降も同様の助成金がありますか。**

A12 来年度以降の助成金の取扱いは未定です。